

平成 26 年度～35 年度
瀬戸市一般廃棄物処理基本計画
【概要版】



「へらせっとくん」

へらせっとくんは、瀬戸市のごみ減量の
イメージキャラクターです。

瀬戸市一般廃棄物処理基本計画は、瀬戸市における将来のまちづくりの方向性を示した各種計画を踏まえ、一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の適正な処理をどのように進めていくかを定めた計画です。

本計画は、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を対象とした「ごみ処理基本計画」と、生活排水を対象とした「生活排水処理基本計画」で構成されています。

瀬戸市の一般廃棄物（ごみ）の現況と課題

現況から見た特徴と課題①：

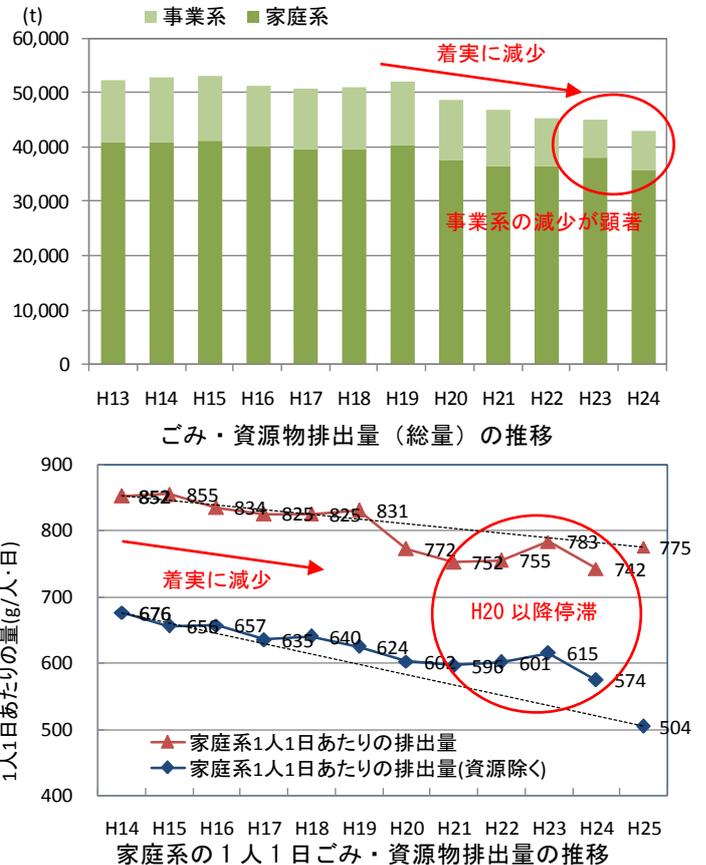
年々減少傾向にあった家庭から出るごみ・資源物の量は、減少が頭打ちとなっています

→割合が最も多い家庭系の燃えるごみの減量対策を進める必要がある

瀬戸市の一般廃棄物総量（市収集の家庭系ごみ・資源物（集団回収を含む）、事業系ごみの総量）は、平成15年度をピークに年々減少し、平成24年度は43,164tとなっています。

家庭系・事業系の別に傾向をみると、平成24年度はそれぞれピーク時の13%減（家庭系）及び39%減（事業系）となっており、**特に事業系の減少が著しい**ことがわかります。

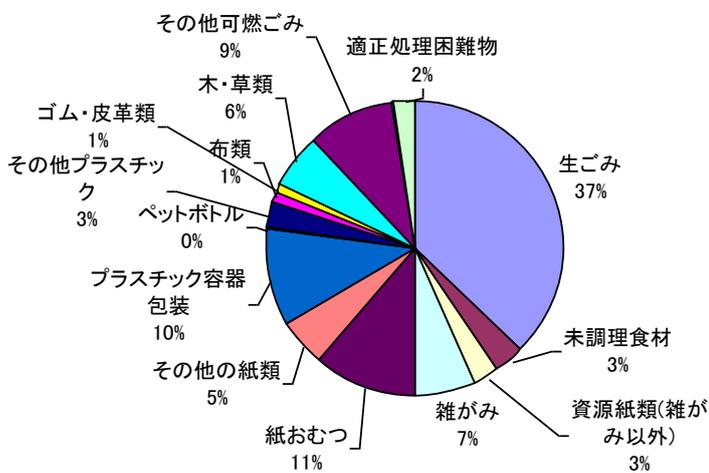
市民1人が家庭から1日出すごみ量もごみと資源物の合計量も着実に減少（平成15年度比約13%減）しており、**ごみの減量は着実に達成されてきています。**ただし毎年の値をみると、**平成20年度以降はどちらもほぼ横ばいになっていることから、減少傾向が頭打ち**になっていることがわかります。



現況から見た特徴と課題②：

家庭系の燃えるごみの内訳をみると、生ごみ・未調理食材が最も多く、約4割を占めています

→「生ごみを減らす」ことが、ごみ全体の減量に最も効果的である



H24.11に実施した燃えるごみの組成調査結果

瀬戸市では、燃えるごみのうち、最も大きな割合を占めたものが生ごみで37%、また未調理食材（開封、調理等をせずに捨てられた食材）が3%あり、合計40%を食品系の廃棄物が占めていました。食品系の廃棄物は、他の紙類、プラスチック類等に比べて水分を多く含むため、「生ごみ」を減量する取組みが家庭にもっと広がればごみ全体が効率的に減量できること、未調理食材の廃棄物を減らすために「食材を買いすぎない、作りすぎない」ことに対する市民の意識改革が重要であることがわかります。

現況から見た特徴と課題③：

前計画の成果や市民意識調査結果から、意識改革と、それを促すための仕組みの不足が伺えます

→市民の意識を変えるための情報提供や環境学習が必要である

前計画期間の成果として、資源リサイクルセンターの整備をはじめとしたハード面の整備はおおむね進んだものの、ごみに関する情報提供や意識の啓発、地域での取組みへの支援などに関しては不十分であったという反省があります。本計画策定にあたって行った市民へのアンケート結果からは、「資源物の収集品目の拡充」、「分別方法をわかりやすく広報」、「学校教育の一環として取り組む」等が、「ごみを減量するために有効な方法」と認識されていることがわかります。

現況から見た特徴と課題④：

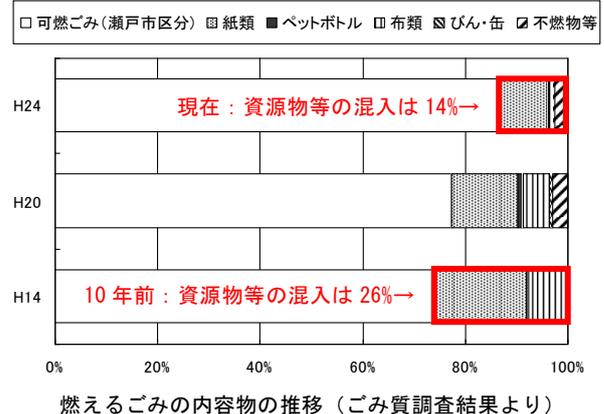
*) 現行の瀬戸市の分別区分で「資源」としているもの。

燃えるごみに混ざって出されている資源物*)や燃えないごみは約1割にすぎません

→「分別をもっと頑張る」に加え、「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」ことが、ごみ減量には効果的

燃えるごみに混入している資源物や燃えないごみの割合は10年前と比べてほぼ半減しており、これはこの10年間の市民の努力の成果です。

今後は、これまでどおりの資源物等の分別の努力に加え、長期に使える製品を選ぶ、包装物を減らす、詰め替え製品を選ぶなどの「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」行動が、ごみ減量にはより効果的です。



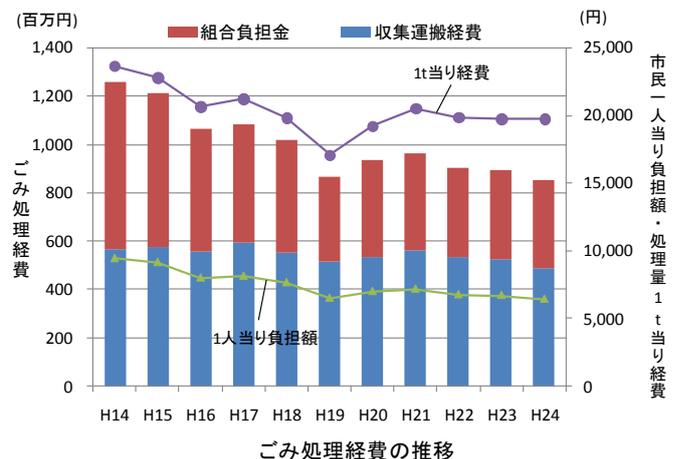
現況から見た特徴と課題⑤：

ごみ処理経費は、ごみの量や資源化施策によって変動します

→処理経費の面からも、発生抑制を最優先の施策とする必要がある

ごみ量の減少に伴い、本市のごみ処理に係る経費は減少する傾向にあり、平成24年度は10年前の約2/3になっています。1t当りの経費は2万円前後でほぼ横ばいに推移しています。

処理経費はごみ量に応じて増減するため、ごみ・資源物の量の削減は経費の削減につながります。また、資源物の回収にあたっては、回収品目の拡充、回収拠点の増加等、市民の利便性を向上させる施策によりごみ量は減少するものの経費面では増加する傾向があるため、ごみ・資源物の発生抑制に重点を置いた施策を行う必要があります。



計画の理念と数値目標

●計画の理念●

本計画は、今後 10 年間（平成 26～35 年度）における瀬戸市の一般廃棄物処理の方向性を示し、瀬戸市を循環型社会へ、更なる構造転換を図るための方策を示したものです。

前計画の期間である平成 16 年度以降、瀬戸市のごみの量は着実に減少しつつあり、また燃えるごみへの不適正物の混入率も減少しています。これは、市民や事業者一人ひとりのごみに関する意識が向上し、資源物の分別や自主的な発生抑制が進んだ成果であり、また行政により、ごみ減量やりサイクルを行いやすい体制が整備されてきた成果であるといえます。

今後、瀬戸市における循環型社会形成に際して最も重要なことは、市民・事業者一人ひとりの意識の向上とライフスタイルの変革、そしてそれを支える仕組みであると考え、本計画の実現により目指す瀬戸市のごみ処理基本計画の理念を以下のとおり定めます。

もったいない！

買うとき使うとき捨てるとき

ごみになることを考えて

●計画の数値目標●

計画の進捗状況の評価を行うために、目標年次である平成 35 年度における数値目標及びそれに付随する参考指標を次のとおり設定します。

数値目標	項目	目標値 (平成 35 年度)	基準値 (平成 24 年度)
	家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量		36,000t (H24 比 -17%)
参考指標	項目	参考目標値 (平成 35 年度)	基準値 (平成 24 年度)
	資源化率 家庭から排出される不要物のうち資源物の割合	26.4%	22.6%
	1 人 1 日あたりのごみ排出量(家庭系+事業系) 家庭及び事業所から排出されたごみ量(資源物は除く)	609g/人・日	727g/人・日
	家庭系 1 人 1 日あたりのごみ・資源物排出量	656g/人・日	742g/人・日
家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量 家庭から排出されたごみ量(資源物は除く)	483g/人・日	574g/人・日	

●計画の基本方針●

計画の理念を実現するため、以下の4項目を計画の基本方針とします。

1. 意識改革・協働 ～ ごみ問題は「自分ごと」

瀬戸市においてさらなるごみの減量を進め、循環型社会を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がごみの減量を自らの責任と捉えて自主的に行動し、各主体が相互に連携しながら取組みを進めることが必要不可欠です。

そのため、市民・事業者の意識改革に繋がる様々な情報や意識啓発の場の提供、自治会・町内会等の地域での実践活動への支援、事業者団体の取組みと行政との連携・協働を通じてもごみ減量に努めていきます。

2. 発生抑制 ～ ごみを買わずに身軽な生活

瀬戸市ではごみの資源化（リサイクル）への取組みは積極的に進められてきており、ごみの減量をさらに進めるためには、リサイクルの前に、ごみの発生の抑制（リデュース）、いったん使用した製品・容器等の再使用（リユース）の取組みを行うことが重要です。

そのため、発生抑制（リデュース）の取組みとして、家庭からの燃えるごみの約4割を占める生ごみの減量の促進や商品簡易包装に関する消費者と流通事業者の双方への働きかけ、再使用（リユース）の取組みとして、不用品の地域内循環を促す場作りや情報提供などを進めます。

3. 資源化 ～ 捨てればごみ、活かせば資源

ごみ減量のための取組みに際して最も早く着手されたのはこの「リサイクル」ですが、反面「大量生産・大量消費・大量廃棄」が「大量リサイクル」にとってかわるという風潮を生み出した側面も否定できません。今後は発生抑制を行い、その上で発生したごみを資源物として資源化するという考え方で、資源化を進めていきます。

具体的には、これまで同様の紙類を中心とした分別徹底の取組みに加えて、回収品目の拡充や資源回収拠点の増設、分別方法を示した冊子等の充実、民間の資源回収との連携など、「出しやすさ」を向上させる取組みなどを進めます。

4. 適正なごみ処理 ～ 未来に向けたたくみづくり

ごみの発生抑制及び資源化を行った上で、やむを得ず発生するごみについては、適正に処理していかねばなりません。

そのため、収集運搬については実情に応じた集積場の配置など、適正かつ効率的な収集運搬体制の確立に向けた取組み、中間処理については、民間リサイクル施設と連携した剪定木のリサイクル等、民間の廃棄物事業者と行政が連携した取組みを進めます。また、市民・事業者に対して、適正なごみ処理に関する情報の提供を行います。

基本方針と重点項目

●基本方針と施策の体系●

基本方針と施策の体系は以下のとおりとします。なお、赤字で示す施策は、計画の理念を実現するために、早期かつ重点的に取り組む必要のある施策で、「重点項目」とします。重点項目の推進については次頁に示します。

理念	基本方針	基本的な施策	
もったいない！ 買うとき使うとき捨てるとき ごみになることを考えて	1 意識向上・協働 「自分ごと」 ごみ問題は	市民・事業者への情報提供	様々な媒体・機会を用いた情報提供 事業者団体との協働 市民参加のごみ減量PRの実施
		環境教育・環境学習の促進	学校教育におけるごみに関する学習の実施 学習拠点の充実 行政主体の環境教育・環境学習の実施
		排出抑制・資源化意識の向上に向けた取組みの促進	地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり 市民・事業者がごみについて相談できる体制づくり 地域の実情にあった衛生委員等の活動の推進
		家庭系ごみの適正負担の検討	家庭系ごみの処理コスト・処理手数料徴収に関する検討
	2 発生抑制 身軽な生活 ごみを買わずに	家庭からの生ごみの減量促進	家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進 生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援 地域における大型生ごみ処理機貸与等の検討
		発生抑制(リデュース)の促進	容器包装ごみの発生抑制 安易にごみを出さない消費行動の促進 リサイクル商品、再生しやすい商品の利用拡大
		再使用(リユース)の促進	資源リサイクルセンターのリユース機能の充実 事業者との連携によるリユースなどの機会の活用 リサイクルマーケットの開催支援
	3 資源化 捨てればごみ、 活かせば資源	資源ごみ分別の徹底	雑がみ回収の更なる強化
		あらゆる資源回収機会の活用	事業所と連携した資源回収の普及促進 集団回収の促進 店頭回収の促進 小規模事業所における資源回収の仕組みづくり
		資源回収拠点の充実	資源回収機能の充実
		資源回収品目拡充に向けた検討	廃陶磁器の資源化の促進 容器包装プラスチックの資源化に向けた検討
		ごみ出しルールの徹底	ごみ分別の啓発資料の充実 転入者・外国人等への説明の実施 違反ごみ対策の実施
	4 適正なごみ処理 未来に向けた しくみづくり	収集運搬計画	集積場の適正配置 適正かつ効率的な収集運搬体制の確立
		中間処理・最終処分計画	民間リサイクル施設との連携 適正かつ効率的な中間処理・最終処分の実施
		近隣自治体との協力	尾張東部衛生組合、隣接市との連携
		市民・事業者への情報提供	適正なごみ処理に関する情報の提供

●重点項目の推進●

計画の基本理念を達成し、数値目標である「平成 35 年度に家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量 36,000t」を達成するため、早期に、かつ重点的に取り組む必要のある施策は前頁の施策体系図の基本的な施策で赤字で示した「重点項目」としてしています。

ここでは重点項目を4つの「テーマ」別に整理し、確実に進捗管理を行って施策を推進する目的で、施策の実施スケジュールや成果の指標を示します。

<テーマ>	<施策の内容>
市民みんなでやってみよう	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり ○様々な媒体・機会を用いた情報提供
生ごみ へらそう	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及促進 ○学校等への生ごみ処理機の設定 (学校教育におけるごみに関する学習の実施)
資源リサイクルセンターを活用しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○資源リサイクルセンターのリユース機能の充実 ○雑がみ回収の更なる強化 ○資源回収機能の充実
事業所との連携を深め、機能・仕組みをもっと利用しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装ごみの発生抑制 ○事業所と連携した資源回収の普及促進 ○廃陶磁器の資源化の促進

重点テーマ

重点テーマ 1

市民みんなで作ってみよう

1 地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり

ごみ排出時の分別指導など、自治会・町内会などの自主的な実践活動を支援するとともに、実践活動の先進的な取組み事例を収集し、地域へ情報提供します。

また、住民団体等が行うごみに関する自主的な活動・勉強会に対し、事業者や行政が支援を行う仕組みを作ります。

2 様々な媒体・機会を用いた情報提供

ごみの分別、ごみ出しルール、リサイクル施設等のごみに関する情報を、ケーブルテレビ、ラジオ、市広報、市ホームページ、イベントや地域の会合等、さまざまな媒体や機会を通して市民・事業者提供します。

また、ごみ減量に関する行動や具体的な取組みのアイデアについて、市民・事業者からの提案を募り、結果を発信することで関心を促します。また、新たな取組みに賛同し、モデル地区等として参加する地域を発掘します。

● 達成目標

達成目標	現状	目標
地域・町内会等への分別指導の実施	8回/年(H24)	20回/年(H30)
出前講座等での講師派遣・紹介件数	6件/年(H24)	15件/年(H30)
情報提供媒体の拡充	—	現在は行っていない媒体での情報提供を1件以上実施

● スケジュール

施策	H26	H30	H35
地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり	分別指導の実施 他自治体取組み事例の収集 講師派遣仕組みづくり、試行	情報提供 実施	
様々な媒体・機会を用いた情報提供	準備・協議	新たな媒体での情報提供	

重点テーマ2 生ごみ へらそう

1 家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進

生ごみの発生抑制の手法（食材を買いすぎない、食品を作りすぎない）、減量の手法（生ごみの水切り・天日干し、ごみの少ない調理法等）、自家処理の手法（堆肥化等）について情報提供し、取り組めます。また、小売事業者に対し、ばら売りや少量パック販売の拡充を促進します。



2 学校等への生ごみ処理機の設置（学校教育におけるごみに関する学習の実施）

学校における実践的な環境学習の場をつくることを目的として、学校等に大型の生ごみ処理機を設置し、給食残渣の堆肥化を図ります。できた堆肥を市内の農家で野菜作りに使用し、それをまた給食で使用する地産地消サイクルの確立を目指します。

●達成目標

達成目標	現状	目標
生ごみの堆肥化・エコクッキング等、生ごみの減量に関する講座の開催	2件/年(H24)	5件/年(H30)
学校等への生ごみ処理機の設置	0機(H24)	1機を試験的に導入(H30)

●スケジュール

施策	H26	H30	H35
家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進	水切りに関する啓発重点化 ←→ 講座開催の拡大		
学校等への生ごみ処理機の設置	情報収集検討 ←→	モデル校導入実証実験 ←→	設置校拡大 ←→

重点テーマ

重点
テーマ

3

資源リサイクルセンターを活用しよう

1 資源リサイクルセンターのリユース機能の充実

市民の意見や利用状況等を参考にしながら、資源リサイクルセンターを不用品交換などのリユースの場として再整備します。また、リサイクルショップやリサイクルマーケット等の情報提供の場としても充実させます。



2 雑がみ回収の更なる強化

燃えるごみへの混入が見られる雑がみについて、分別への取組みを向上させるため、資源リサイクルセンターを拠点にPRを強化します。

3 資源回収機能の拡充

資源リサイクルセンターにおける回収品目を拡充します。また、回収拠点の増加について検討します。検討にあたっては、市の施設だけではなく民間事業所との共同運営等も視野に入れて協議・検討を行います。

● 達成目標

達成目標	現状	目標
資源リサイクルセンターをリユースの場として整備	—	リユース機能整備 (仮:H27)
雑がみの燃えるごみへの混入率の低下	混入率 7%(H24)	4%(H30)
回収拠点の新設	—	1 か所新設(H30)

● スケジュール

施策	H26	H30	H35
資源リサイクルセンターのリユース機能の充実	リユース機能整備	運営	
雑がみ回収の更なる強化	定期的に重点啓発実施	効果計測	
資源回収機能の充実	回収品目の増加検討		

重点
テーマ **4**

事業所との連携を深め、 機能・仕組みをもっと利用しよう

1 容器包装ごみの発生抑制

容器包装ごみの発生を抑制するため、スーパーマーケット等と連携し、市民が過剰な包装の商品ではなく、簡易包装や詰め替え商品を選択するようPRします。また、レジ袋削減のためのマイバグの普及促進を引き続き行います。

2 事業所と連携した資源回収の普及促進

スーパーマーケット等での資源の店頭回収や剪定木リサイクルなど、市の資源物収集以外の資源回収機会・場所等について、情報提供を行います。

また、資源回収品目の拡充について検討する際は、民間の資源化業者との連携について、費用や利便性、市内での新産業育成等の点も踏まえて検討します。



3 廃陶磁器の資源化の促進

廃陶磁器の資源化について、事業者団体と連携して収集運搬から資源化・製品化のサイクル構築に向けた検討を行います。

● 達成目標

達成目標	現状	目標
廃陶磁器の資源化の促進	— (回収中止)	資源化再開に向けた協議の実施

● スケジュール

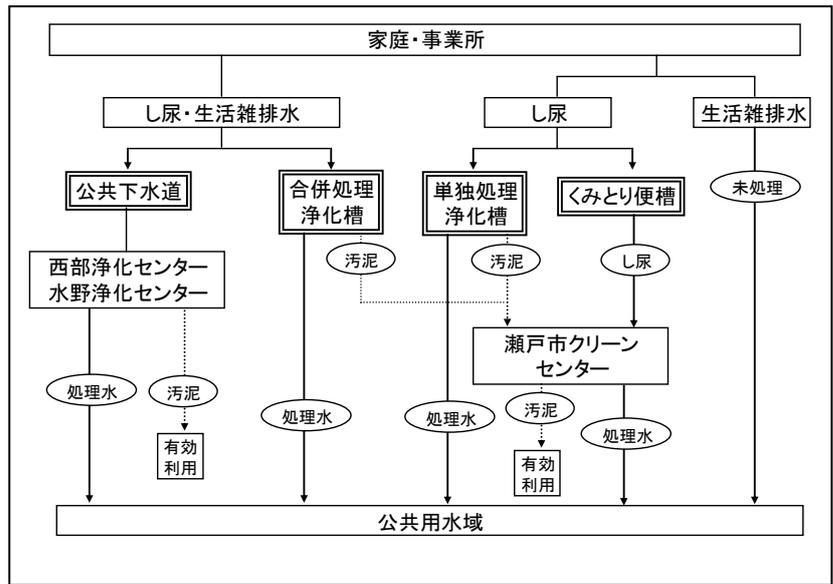
施策	H26	H30	H35
事業所と連携した資源回収の普及促進	← 手法検討・事業所との協議 →		
廃陶磁器の資源化の促進	← 資源化に向けた協議・体制づくり →		

生活排水処理基本計画

●生活排水処理の現況●

瀬戸市では、家庭等からの生活排水は右の体系図のとおり、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとり便槽のいずれかで処理されています。

現在、公共下水道の利用人口が最も多く（平成 24 年度で 47%）、生活排水処理率（し尿及び生活雑排水が適正に処理されている人口の割合）は平成 24 年度末で 65.6%となっています。



瀬戸市の生活排水処理の体系

●生活排水処理の理念●

平成 12 年 3 月に、愛知県により瀬戸市と尾張旭市の矢田川上流域が「生活排水対策重点地域」に指定されました。そのため瀬戸市では、より一層の生活排水対策を推進するため、二度にわたって生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策の推進に努めています。

本計画は、生活排水対策推進計画と調整を図りながら、今後 10 年間（平成 26～35 年度）における生活環境を保全するための基本的な施策の方向性を示し、効率的・効果的な対策を推進していくための計画としました。

本計画では、「生活排水対策基本計画（改訂版）（平成 23 年 10 月）」と共通のものとして、目指すべき環境像を以下のとおり設定します。

目指すべき環境像

清らかで豊かな水のあるまち

- ・シラハエが住み、トンボが飛び交っていること
- ・触れてみたくなる自然の水があること
- ・あらゆる排水が適切に処理されていること
- ・安心して住める大地であること

●処理方式別の基本方針●

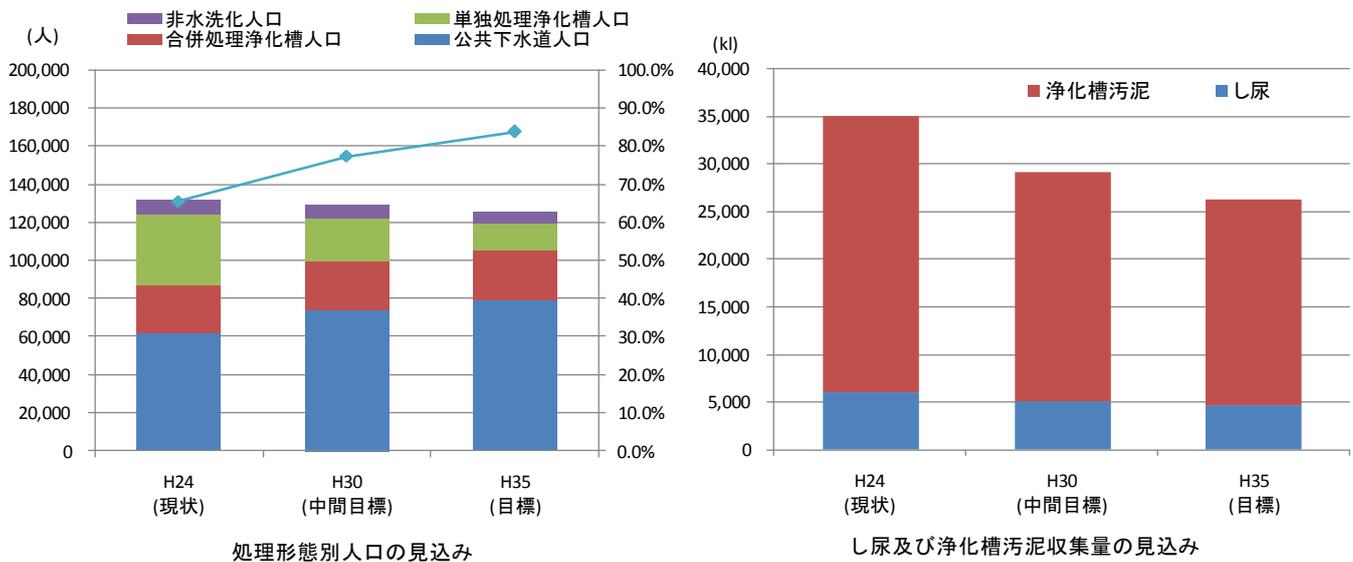
処理形態	基本方針
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備区域の拡大（下水道整備計画に基づく整備） ・宅地内排水設備の整備促進 ・下水道への接続拡大
合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽及びくみとり便槽からの早期転換（下水道計画処理区域外） ・既導入世帯における適切な維持管理
単独処理浄化槽 くみとり便槽	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続または合併処理浄化槽への早期転換 ・生活雑排水対策に関する普及啓発

●生活排水処理の目標●

基本理念及び基本方針に基づき、生活排水処理率の目標を以下のとおり設定します。この数値目標を指標として、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進及び市民の協力の下、発生源対策に取り組みます。



また、目標年次における浄化槽汚泥の収集量は 21,604kl、し尿の収集量は 4,678kl となり、これらは公共下水道及び合併処理浄化槽の普及とともに減少する見込みとなります。





平成 26 年 3 月発行

瀬戸市市民生活部環境課

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1

TEL : (0561)88-2674 FAX : (0561)88-2664

ホームページアドレス :

<http://www.city.seto.aichi.jp/bunya/gomi-recycle-kankyou/>